

# オスマン朝のバルカン支配をめぐる 諸問題

— ティマール制に関する研究動向を中心として —

永田 雄三

## I

バルカン史上におけるトルコ支配時代は長い間、暴力と圧政にいじめられた暗黒時代とされてきた。このような見方は 19 世紀以来のバルカン諸民族運動の展開の中でうみだされ、それら諸民族に対して同情的なヨーロッパ諸国に広まった「反トルコ感情」と共に定着していったもので、かならずしも歴史的事実をふまえたものではない。このような考え方は、それらの諸国で書かれた歴史書を通じてわが国へも伝播された<sup>1</sup>。第一次世界大戦後、オスマン帝国が崩解してトルコ共和国が成立する一方では、それに独立を達成していたバルカン諸国において国民史研究が盛んとなった。こうしたすう勢の中でトルコ史研究が進められるにしたがって、とりわけ 1930 年代以後、バルカン諸国史およびオスマン朝史研究におけるトルコ語古文書の史料的価値が広く認識され、カーディの裁判記録 (*sicil defteri*)、土地台帳 (*tahrir defteri*)、法典 (*kanunnâme*)、スルタンの勅令 (*ferman*)などが紹介されはじめると、バルカン諸民族に対するトルコ支配時代を押しなべて暗黒時代視する一面的な見方がしだいに反省されるようになった。トルコ支配と一口にいっても、それには時代的・地域的に大きな相違が存在することが指摘された。そうした新しい評価はバルカン諸国のそれぞれの政治的状況や個人的立場の相違によってさまざまなニュアンスを伴うが、それでもその中には一つの共通した認識がみられる。それはバルカンのそれぞれの地域におけるトルコ支配のあり方が 16 世紀末期を転期として大きく変わっているということである。すなわち、14 世紀後半から 16 世紀中葉にかけてのオスマン朝の発展期には中央集権支配が安定し、ティマール制が良く機能していたため、バルカンに

におけるキリスト教徒農民の状態はビザンツ末期の混乱期よりもむしろ良かったにもかかわらず、16世紀末以後オスマン帝国自体が衰退しはじめると彼らに対する圧迫がしだいに露骨になったということである。欧米の学界におけるこうした新しい認識<sup>2</sup>は、さっそくわが国へも鳥山成人氏の手を通じて紹介されたが、最近の、とくに東欧やバルカン諸国の史学界では、これをさらに一步進めて、それらの地域におけるトルコ支配時代の時期区分の試みがなされている。たとえば、チェコのカブルダによれば、ブルガリア史学界ではトルコ支配時代史を次のように区分している。

① 14世紀末～17世紀初頭：トルコ封建制（＝ティマール－スィバーヒー体制）の発展期。

② 17世紀初頭～18世紀末：ティマール—スィバーヒー封建体制の解体と世襲的封建領主によるチフトリキの形成期。

③ 18世紀末～1878年：トルコ封建制の完全な崩解・資本主義的諸関係の発生・発展期。

また、ユーゴスラビアのジュルジェフは同様に、ユーゴにおけるトルコ支配時代を、

① 14世紀～17世紀：ティマール制の発展を特徴とする、  
② 17世紀～19世紀：チフトリキ所有と称せられる、新しいタイプの封建領主と農民との関係の発展を特徴とする、2つの時期に分けている。

このように、マルクス主義の立場に立つ戦後のバルカン諸国の歴史家の間では、それぞれの民族独立の過程を、封建制から資本主義への移行の過程としてとらえる共通の問題意識に立って、さらにオスマン封建制を16世紀末以前におけるティマール制から、17世紀以後にみられるチフトリキ制への移行という2つの時期に分けている。これに対してイナルジクらトルコ人史家達も、16世紀末をもって一つの転換期とみることには変りがないが、彼らの場合、それ以後の時期をいかに把握するかに関する認識がなく、17世紀以後のオスマン帝国史を、ただ単にティマール制に基づいたオスマン体制の漸進的な衰退過程と捉えているようである。ただし、マルクス主義の立場に立つトルコ人の若い社会学者や経済学者の間で

は、19世紀以前のオスマン朝社会を、アジア的生産様式にもとづく社会、封建制社会、前資本主義社会などに比定して論争が展開されているが、これについては別な機会に紹介したい。

以上みてきたように、オスマン朝によるバルカン支配は16世紀末をもって一つの転期をなしている。したがってここでは、16世紀末以前の時期にかぎって、それも主としてティマール制に関するこれまでの研究動向を紹介する形で、オスマン朝のバルカン支配の一面をみてゆきたい。

## II

15、16世紀におけるトルコ支配下のバルカン社会は、それぞれの地域におけるティマール制の実施形態によって基本的に規定されていたことはすでに述べたとおりである。したがってどこの国の歴史家達もトルコ支配下のバルカン社会を研究するにあたって、いずれもティマール制研究をその出発点においていることには変りがない。しかしながら、いわば当事者であるバルカン諸国の歴史家達はこれをむしろオスマン封建制という概念の中に位置づけている。その場合、オスマン封建制とは前期におけるティマール制、後期におけるチフトリキ制だけをその内容としているのではなく、さらに多くの問題が、これら2つの基本制度とのからみ合いのうちに視野に置かれているのである。そこで本報告の主要テーマであるティマール制についてふれる前に、現在、バルカン史研究において論議されている諸問題のうち主なものだけをごく簡単に示しておきたい。

### 1) 住民移動：この問題については2つの角度から考えることができる。

その一つはトルコ人によるバルカンへの移住の諸形態であり、いま一つはトルコ人による征服・移住によってひき起されたバルカン諸民族の移動の問題である。このうち前者についてはあとでのべることとし、後者についてさきにふれておきたい。バルカン諸民族の移住についてはこれをさらに2つに分けて考えることができる。第1はバルカン地域から東欧や中欧などへの人口流出であり、第2はバルカン内部における人口<sup>6</sup>移動である。これらの問題については、戦前からすでにスピジッヂの古典的な研究があるように、バルカン史家の多くが注目している。とりわけ

け、トルコ人の侵入と共に、かなりの人々が都市から農村や辺境の山岳部に逃げたり、逆に一部の人々が山岳部から平地に降りたことによって生じた大きな社会変動を考えることなしにはバルカン史は理解しえないのであろう。こうした問題は民族構成の複雑なユーゴスラビアにおいてはとりわけ重要であり、たとえば、現在この国の代表的な歴史家であるジュルジェフは、1966年 第1回「バルカンおよび南東ヨーロッパ国際会議」の席上で、特にこの問題をとりあげて報告を行い、中世セルビア国家やビザンツ帝国のもとにおいて、南スラブ人、とくにセルビア人、マケドニア人、ブルガリア人の間における人種的融合が進みつつあったにもかかわらず、トルコ人の侵入によってそれが中断され、かれらによる国家形成の道がとざされたことを指摘している。<sup>7</sup>

2) 農業経済から牧畜経済への部分的移行：征服と支配の過程においてオスマン朝政府が、その軍事的必要性を考慮してバルカンのキリスト教徒牧畜民をヴォイヌク (voynuk) あるいはマルトロス (martolos) といった予備軍団として編成したため、ビザンツ末期には山岳部に押し込められて絶滅寸前にあったヴラフ (vlach) らの牧畜民がふたたび平地において牧畜経済を営んだことがこの問題の根拠とされている。ジュルジェフは1371年のマリツァ河畔の戦い以後、ヴォイヌクとマルトロス軍団が発展したといい、とくに前者については、それがブルガリアとボスニアだけではなく、バルカン各地において広範に組織されたことを指摘する。<sup>8</sup>

3) セルビア人社会における家父長制的生活 (patriachal life) の復活：これについてはユーゴの史家の多くが研究している。Pleme (tribes), Katun (pastoral community), Kneziye (クネズを長とした local community), Zadruga (joint family)などをめぐる議論が中心であり、たとえば、ウジニチは、戸 (hâne) 別に割当てることを原則とするオスマン税制の特徴が Zadruga というセルビア人の伝統的家族制度を復活させたという。またジュルジェフは、1945年付カーネン＝ナーメの研究にもとづいて、クネズがナーヒエ (郷) の長に相当し、その下に Primčar (むらのおさ) をしたがえ、各ナーヒエからの租税の徴収に責任をもち、政府との間の仲介役を果す存在であることを

明らかにした。このことはクネズがムスリムートルコ人社会におけるアーヤーン、ギリシア人社会のコジャ＝バシ、ブルガリ人社会のチョルバジなどと比較しうるものであることを示唆している。<sup>9</sup>

4) 改宗の問題：この問題は土着民の改宗率が高かったボスニアとヘルツェゴビナ地方においてとくに重要である。そこではイスラムへ改宗した人たち、もしくはこの地方のイスラム教徒たちの人種構成や社会的地位などをめぐっての活発な議論が行われているが、中でも、オーソドクスやカトリック教会の圧迫の下にあった異端派的集団とみられるボゴミール達が大量にイスラムへ改宗したとするスタブリアノスやウジニチの説が注目される。<sup>10</sup>

うえに示したような問題の他、セルビア教会の地位、ミッレト（宗教共同体）制がバルカン社会におよぼした政治・文化・社会的影響、ギルド組織など広範な研究が展開されているが、ここでは省略する。<sup>11</sup>

5) トルコ人のバルカンへの移住：この問題については征服者側であるトルコ人史家たちの研究を紹介しておく。彼らの研究は、トルコ人によるバルカン支配を正当化しようとするバイアスを当然持っているが、イナルジク、ルトフィ＝バルカンらは土地台帳などの資料によって実証的にそれを裏づけようとする。かれらによれば、トルコ人のバルカン支配の方法は、原則的にはアナトリアにおけるそれと変りがなく、現実主義的ないしは保守主義的性格を持つものである。<sup>12</sup> 一例を示せば、初代オスマン1世(在位?~1326)が西部アナトリアの征服を行うにあたって一部のビザンツ辺境領主達と同盟したように、バルカンにおいても最初は土着の領主たちとの同盟政策を採用したのであり、このことはオスマン征服集団とこれを迎える土着の領主層との間のむしろ暗黙の了解事項だった。だから、バヤズィド1世(在位1389~1402)がそうした伝統を無視して積極的併合策に出たことはオスマン征服集団の中においてすら大きな反感をよび、これがアンカラの戦いにおける悲劇の原因となったのである。<sup>13</sup> もっともオスマン側はいつまでもそうした同盟政策にのみ固執していたわけではなく、また土着の有力な封建領主たちの反抗もあって、やがてみずから積極政策に転じていった。しかしその過程で没落したのは主として大領主たちであり、中小領主層や軍人たちの少なからぬ部分がティマール制その他の支配機構の中に吸収されていった。

一方ではバルカンのトルコ化・イスラム化がトルコ人各層の自発的な移住や強制的な植民政策を通じて進められた。その方法にはいろいろあるが、イナルシクはこれを次のようにまとめている。<sup>14</sup>

- a 有力なガーズィたちに対する大規模な土地の下賜 (*temlik*)。これは彼らがその一族や輩下をひきつれてバルカンに定着しそこを開発することを目的としたもの。
- b アナトリアにおける反乱分子の強制移住 (*sürgün*)。
- c 遊牧民たちを *yürük*, *evlâd-ı fâtihân* 軍団に組織して派遣したこと。
- d デルヴィッシュ達による植民活動。彼らは各地にザーヴィエ(集会場)を建設し、それを中心に新たな集落が形成された。

イナルシクはさらに、このようにして作られたトルコ人“むら”的多くは、名称によってその形成要因の一端を窺うことができるといい、次のような例を示す。

1. トルコ系遊牧民集団の名をとったもの (*Kayı*, *Salurlu*他)
2. アナトリアの地名を示すもの (*Saruhanlu*, *Menteşeli*他)
3. 有力なガーズィの名を冠したもの (*Turahanlu*, *Davud-beylu*他)
4. 官職名をとったもの (*dogancı*, *turnacı*他)
5. 個人名を持つもの (*Karaca-Resul*, *İbrahim-Danışmend*他)
6. 自然の形観や経済的機能を示したもの (*Kayacık*, *Yaycılar*他)
7. キリスト教徒名をもつもの (*Mavri*, *Karlı*他)
8. この他ザーヴィエやワクフの名をとったもの。これについてはルトフィ=バルカンによる詳細な研究がある。<sup>15</sup>

### III

これまで行われてきたティマール制研究はこれを2つの時期にわけることができる。

- 1) 第1期：18世紀末以来の、主として欧米人史家による研究。ヨーロッパにおけるレーエン制やフェーダリズムとの比較という観点から、土

地制度，軍事組織としてのティマール制の全体構造を叙述することに主力が置かれた。18世紀の前半にあらわれた Comte de Marsigli の研究にはじまり，M. D'Ohsson, Hammer-Purgstall をへて，1870年の M. Belin による「イスラムにおける軍事封土制 — とくにトルコの場合 — について」によってその基礎が築かれた。その後，J. Deny が旧版「イスラム百科事典」の『ティマール』の項において，P. A Tischendorf による研究をもとり入れて，それまでの研究を総合・整理した<sup>16</sup>。すでに述べたように，第1期の研究はティマール制をその起源から解体にいたるまで常に全体として扱っているところに特徴があり，それはトルコの封建制を理解するために一つの理念型を明らかにしたうえでヨーロッパのそれと対比しようとする意図にみちびかれている。したがってそれは何よりも一つの制度史研究であり，それがアナトリアやバルカン社会の現実といかにかかわり合っているかということは視野の外に置かれている。さらに第1期の研究におけるもう一つの問題点は，この制度が，16世紀末以後変質・解体をつづけながらも，制度的には19世紀中頃まで存続したことに注意をうばわれたため，17世紀以後のアナトリアとバルカン社会がティマール制を中心とした従来の社会から，チフトリキの発生・発展を契機とした全く別な社会へと移行していく事実を見失わせ，17世紀以後のトルコ社会を，15, 16世紀の伝統的社会の単なる衰退の過程にすぎないものと見る見方を定着させることにつながったことである。

2) 第2期の研究：1930年代はじめ頃から主としてトルコやバルカン諸国の研究者達によってはじめられ，今日にいたる研究。かれらの研究は，何よりもまず切実な現実的要請を受けてはじめられたものであり，この制度が，当該諸地域社会といかなる関係をもち，それぞれの社会の発展のうえにどんな役割を果したかを明らかにすることに关心が寄せられている。ここにおいてティマール制研究ははじめて制度史的・比較史的立場から解放され，社会経済史的側面に重点が置かれた。その反面，それぞれの地域史との関連だけに目をうばわれて分散・個別化し，ティマール制それ自体を全体としてどう把握するかという关心はうすれている。第1期の研究が文献やカーネーン＝ナーメだけを典拠としたのに対し，

第2期にはいわゆる土地台帳がもっとも重要な資料となった。

研究史上の概況は以上のようなであるが、第1期の研究に係わる面についてはわが国でもすでに部分的に紹介されているうえに、それらの研究動向をくわしくのべても今回のテーマに關係する問題はあまり出てこないようと思われる。そこで、ここでは、第2期に属するトルコやバルカン（といってもユーゴとブルガリアに限られるが）諸国の研究のうちいくつかを具体的に紹介することを通じてバルカン支配的一面を知るよすがとしたい。

#### A トルコ人の研究

〔キョブリュリュ（F.Köprülüü）〕彼にはとくにティマール制だけを扱ったモノグラフがあるわけではないが、あらゆる意味で現代トルコにおける歴史観の形成・研究方法の確立のうえで指導的役割を果した。ティマール制に関する、1931年に発表した「ビザンツ諸制度のオスマン朝諸制度への影響に関する若干の考察」<sup>17</sup>において、この制度におけるビザンツの影響を重視するJ.Denyを批判し、これをセルジューク朝やルーム＝セルジューク朝などトルコ系のイスラム王朝にみられたイクター制の発展のうえに位置づけ、現代トルコにおけるティマール制研究の方向を示唆した。

〔ウズンチャルシリ（İ.H.Uzunçarsılıı）〕ティマール制に関する特殊研究をもたないが、キョブリュリュと共に草創期のトルコ歴史学界を指導した。1938年に開かれた第2回「トルコ歴史学会」において「14, 15世紀のアナトリア諸侯国における土地と民衆支配」<sup>18</sup>を発表し、15, 16世紀に書かれたカーヌーン＝ナーメや土地台帳の中に、ティマール制にまつわる諸制度がアナトリアにおける諸侯国、とくにカラスィ、ゲルミャン、メンテシェ、カラマンなど、あるいはイル＝ハン朝のイクター制をそのまま倒襲したことを示す記事の多いことを指摘している。

〔ルトフィ＝バルカン（Ö.L.Barkan）〕ティマール制にかぎらず、オスマン朝時代のトルコ経済史研究の世界的権威。ティマール制に関する第2期における研究を代表する一人である。彼は土地台帳の分析にもとづく実証的研究を積み重ねる一方、各サンジャク（県）別カーヌーン＝ナーメの組織的蒐集を行いこれを出版した。<sup>19</sup>ティマール制研究における彼の

基本的立場は、一方ではヨーロッパのフューダリズムを念頭におきながら、ティマール制を基礎とした15、16世紀のトルコ社会はヨーロッパのいわゆる封建制社会とは全くその性格を異にすると主張するところにある。研究方法としては、第1期における理念型抽出の志向をもつ概括的研究方法を拒否し、ティマール制自体およびそれにもとづくオスマン朝社会の多様な諸局面を一つ一つ具体的に明らかにすることに専念するが、他方ではそうした多様な社会を統合する理念としてのシャリーアや強力な中央集権体制の存在を考えているように思われる。彼のティマール制研究論文のうち、現在わが国で参照しうるものは少ないが、以下に3つの論文をとりあげる。

「形成期のオスマン帝国における土地問題」<sup>20</sup>（1939）は彼の初期の論文であるが、土地台帳にもとづいたトルコの土地制度史研究がヨーロッパ学界におけるフューダリズム論争に寄与しうるものであることを主張したものである。それはこの論文がマルク＝ブロックとリュシアン＝フェーブルの主宰する「社会史年報」に恩師であるキョプリュリュの推せんによって寄稿されたものである関係上、マルク＝ブロックらの、いわゆる「全体史（*histoire totale*）」把握に貢献しようとする意図があったためであろう。しかし、彼はこの論文において、ムラト2世（在位1421～1451）からスレイマン1世（在位1520～1566）時代にいたる土地台帳の分析のうえにたって、オスマン朝成立以前およびオスマン朝初期のアナトリアとバルカンに広く存在したワクフ財源地や私有地が、漸進的にではあったが、時と共にティマール保有地に併合された結果、これら両地域においてオスマン王家の支配をおびやかすような土地貴族、門閥貴族はついに出現しえなかつたことを明らかにし、オスマン朝の中央集権体制の基盤としてのティマール制の役割を明確にした。

彼はその後、イスタンブル大学経済学部紀要などを通じてみずからの説を発展させてゆくが、<sup>21</sup>それは「トルコにおいて農奴身分（*servage*）は存在したか」としてまとめられた。これはイスタンブル、エディルネなどの大都市近郊において、スルタンや高級官僚によって営まれた農業経営の実態、とくにそこにおいて農業労働に従事させられた購入奴隸、戦役捕虜とそれらの家族との法的地位を論じたものである。彼の意図は、中世ヨーロッパにおいて農奴とよばれる存在に最も近いのがトルコにおいてはこれらの特

殊な農業従事者 (Ortakçı kul) であることを証明しようとするところにあるが、それは逆に、レアーヤーと称される、いわゆる農民大衆からは彼らが厳然と区別されていることに着目し、ティマール制下のオスマン社会を支えるレアーヤーを農奴とみることはできないという逆説的結論を伴っている。

ティマール制に関する彼のおそらく最も新しい研究「オスマン朝時代の出征義務付私有地あるいは私有地的ティマールに関する若干のノート」<sup>23</sup> (1959)において、彼は自分の到達したスィパーヒー観を次のように要約する。「スィパーヒーたちはティマール所有者 (timar sahibi) とか土地所有者 (sâhib-i arz) とよびならされているが、だからといって彼らが農民達の耕作している土地や農民達が納める租税の「所有権 (mülk-i yet)」を持っているわけではない。彼らは国家に対する特定の任務を履行する間だけ、国有地を永代借地という形で耕作している農民を監督し、本来国庫に属する租税のうちから彼らに割当てられている部分だけを取得する権利を享受することができる。したがってティマールとは特定の任務に対して与えられる俸給といった性格をもつものであるから、これはスィパーヒーが自分の所有権にもとづいてワクフしたり、贈与したり売却したりすることのできる家族的私有財産 (aile mülkü) のようなタイプの収入ではない」。ところが、この論文のテーマに選ばれたタイプの私有地的ティマールは、私有地として自由に所有できる権利を伴って、國家の名において売却されたり下賜された土地を対象としており、売却、ワクフ・譲渡が自由なものである。ただふつうの私有地と違うところは、このタイプの私有地（もしくはティマール）の所有者に対しては常に本人もしくは数人の代理人（ジェベリ）が出征せねばならないという義務が課せられているところにある。この義務が、売却によって持主が変わったり、ワクフに指定されたりしても相変らずつきまとっていたことは、アンカラ近郊においてアヒー=トスンとアヒー=アフメトが共同所有していたこのタイプのティマールに関して示された実例からも明らかである。このタイプのティマール保有が紹介されたことによって、軍事的必要性と社会政策とを調和させようとするオスマン王朝がうみ出したティマール制のもつ複雑な性格の一面が見事に浮きぼりにされたといえよう。

ただ、彼自身がみずから明らかにしたような多様なティマール保有形態、土地所有形態はいずれも初期の時代にみられたものであり、メフメト2世(在位1451～1481)からスレイマン1世にいたるオスマン帝国の確立期にいたってこれらの土地はしだいに整理され、通常のティマール保有地へと併合されて消滅していった。ルトフィ＝バルカン自身も指摘するこのような傾向は、16世紀末以前の段階におけるオスマン朝のバルカン支配が、現実主義的・保守的性格をもつものから、しだいに帝国理念の貫徹へと移行していくことを示唆しており、その点で、1453年のコンスタンチノープル攻略が一つの転期であったといえよう。

[イナルジク(H. Inalcik)]：「ケムブリッジ・イスラム史」のオスマン朝史に関する部分のほとんどを執筆するなど、最近はオスマン朝史研究の第一人者となった観のある彼は、すでに多数の論文・著書をあらわしているが、ティマール制に関しては2つの重要な業績がある。その一つは「ヘジュラ暦835年付アルバニア県土地台帳」の出版<sup>24</sup>であり、もう一つは「ステファン＝ドゥシャンからオスマン帝国へ」<sup>25</sup>と題されたモノグラフである。このうち前者は土地台帳というものの実際を示す例として貴重である。その分析と整理の結果は別の機会にゆづるが、ただこうした資料の出版がティマール制とその施行された地域との現実的係わり合いを明らかにするうえにいかに大切なことであるかをこの資料が雄弁にものがたっていることだけを指摘しておきたい。後者のモノグラフはその副題「15世紀のルーメリアにおけるキリスト教徒スィバーヒー達とその起源」に示されているように、トルコ人によるバルカン征服・支配が、先住民を殺したり、強制的に改宗させることによってみずからバルカンにおける特権的封建領主となったという、著者のいう19世紀以来の偏見、をくつがえし、それが先住の封建領主や軍人階級との提携・妥協のうえに進められたのであって、強制的改宗を伴わなかったことを立証しようとしたものである。土地台帳資料などをふんだんに引用した重厚な実証的研究であるが、論文の前半はバルカン各地の戦略的拠点におけるキリスト教徒スィバーヒーの比率の算定(たとえば、最大の比率は1467年付Braniçeva地方にみられ、そこではムスリムースィバーヒー32人に対してキリスト教徒スィバーヒー59人であった。さきにふれたアルバニア県土地台帳では335人

のスィ派ヒーのうち56人がキリスト教徒である。)にあてられ、後半ではこれらキリスト教徒スィ派ヒー達が、ムスリムである者達とくらべて、保有権の相続その他において何んら差別を受けていないこと、また彼らの出自はいずれも昔からの軍人・兵士階級であり、このことはムスリム社会に適用された「レアーヤーの子はレアーヤーである」という原則がキリスト教徒社会に対してもそのまま応用されたことを示していること、などを明らかにしている。

トルコ人の研究にはこれまでのべてきた人達の他に T. Gökbilgin, M. Akdag らの研究があるが、ここでは省略する。トルコ人の研究は、全体として、彼らによるバルカン支配を正当化しようとする姿勢をとっており、オスマン朝支配下のバルカン社会を、それ以前の社会との連続性においてとらえているといえよう。またティマール制に関しては、これをオスマン朝に先行するイスラム諸王朝 — とりわけトルコ系のそれ — におけるイクター制との関連を強調し、ビザンツの影響を軽視あるいは無視している。

#### B バルカン諸国における研究

トルコ人とは対照的にバルカンの研究者たちは、多かれ少なかれ、トルコ人の侵略によって、バルカン社会にみられた自然な発展が歪められたこと、その結果この地域がその後西ヨーロッパ世界にみられた発展からとり残される運命を背負わされたという考え方をもつ。かれらの研究のもう一つの特徴はバルカンあるいは南東ヨーロッパという視野よりは、それぞれの地域史・国民史の発展を視座にすえていることである。したがってその研究の多くはそれぞれの民族語で書かれており、筆者にとってはそれが大きな障害であった。以下に紹介するのは、歐米諸語およびトルコ語で発表されあるいは翻訳された若干の研究だけであり、これら諸国での研究動向のほんの一端にすぎない。

- 1) ブルガリアにおける研究：この国の研究動向については、チェコのカブルダによる紹介<sup>26</sup>、1960年にストックホルムで開かれた第11回「国際歴史学会議」<sup>27</sup>に1960年にソフィアで刊行された「歴史学研究」<sup>28</sup>、科学アカデミーから刊行されている「バルカン研究」などを通

じてその一端をうかがうことができる。それらによればこの国におけるティマール制研究は未だその端緒期にあり、とくに14世紀後半から15世紀前半の時期、すなわちトルコ人の侵入初期に関してはきわめて手薄である。しかし土地台帳資料の出版は計画的に行われており、この点ではトルコや他の国よりも進んでおり、われわれに貴重な研究材料を提供してくれる。さきにあげた「歴史学研究」は1960年当時の研究水準を示しているので、ここではそれを中心にみてゆきたい。この本に収録された論文のうち8編がトルコ支配時代に関するもので、そのうち2編が16世紀末以前に関するものである。ブルモフ「トルコ人によるバルカ<sup>29</sup>ン半島征服に関する諸問題」は具体的問題を検討するものではなく、むしろ被征服者側であるブルガリア人史家としてのトルコ支配観を公式に表明したものであるという性格をもつ。ここでは、「一部のブルジョア史家がいうように、15、16世紀のトルコ支配はバルカン人民の状態を改善するものであったとするのは歴史的事実に反する」、「トルコ人のバルカン侵入はバルカン諸民族の物的・精神的文化のすべてを破壊したばかりでなく、バルカンがこれまでたどってきた政治的・経済的・文化的発展はトルコ支配を通じて完全に抑圧された」とのべていることだけを指摘しておく。次のムタフチエバ「15、16世紀におけるトルコ支配下のブルガリア地方に対する封建搾取」<sup>30</sup>はマルクス主義史家によるティマール制社会研究の一つのタイプを示すと思われるが、少し詳しく紹介しておきたい。この論文はブルモフ論文を受けたものであるが、ただ16世紀以前のトルコ支配をただちに苛酷なものと評価することはせず、むしろ科学的にその実態を把握しようとする姿勢をみせる。

うえにあげた論文において彼女は、まず、オスマン朝時代の封建地代(*rente feodale*)を、①国庫によって收取される部分、②封建領主によって收取される部分、の2つに分けたのち、そのおののによって收取される地代の③労役④現物⑤貨幣の各形態をとる税目について考証し、さらにティマール制下の封建地代の算定を試みる。彼女によれば、*fief* を受ける封建領主層の領地は基本的に次の3つに類別できる。

- (1) サンジャク=ベイの領地(このカテゴリーの中にスルタン領、高級官僚領、ワクフ財源地を含めてもよいといふ)

(2) 自由 (serbest) 保有地 (ス＝バシ, チェリ＝バシ, ディズダル,  
一般ゼアメト保有者の領地)

(3) 非自由 (serbestsiz) 保有地 (大多数を占めるティマール保有者  
達の領地)

以上に示された3つの分類は、国庫と封建領主、あるいは封建領主相互の間における地代の配分をめぐる相違にもとづくものであって、地代の総額をいざれかに支払わねばならない農民達の状態には直接関係がないとされる。つづいて彼女は土地台帳の記載にもとづいて、年間穀物生産高とそれに対する地代率の算定を試みる。たとえば、トルノヴォ地方の Rochovo むらに関して示された例によれば、全戸数27軒の年間総生産額（小麦、大麦、カラス麦、栗）11,550 アクチエ、一戸あたりの生産額426 アクチエであり、十分の一税、ジズヤ、特別税 (avâriz) として徴収される一戸あたりの年間税額は、205.8 アクチエ（特別税・を支払わない年）から235.8 アクチエ（30 アクチエの特別税の課せられた年）であるから、全穀物生産に対する地代率は4.9%～5.5.4%に相当する。トルノヴォ地方の他のむらについての同様の計算では地代率は  $\frac{1}{3} \sim \frac{1}{2}$  という数字が出されている。ただしこれらの計算は穀物に関するものだけであり、副業である牧畜、野菜、蜜蜂などの栽培・飼育とそれに課せられる税は一切含まれていない。このあと彼女は、労役・現物・貨幣による各地代比率の時代的変化に論を進める。それによれば、オスマン朝においては労役地代はもともと少ないうえに、スィバーヒー達の特別耕作地 (hassa çiftliği) はしだいに消滅する方向にあったから、これについてはほとんど考慮する必要はない。現物地代と貨幣地代の比率については、自由保有の封建領主のところでは、15世紀において、現物49.8%，貨幣5.2%，16世紀には、現物40%，貨幣60%であり、国庫へ支払われる地代については、1450年以降で、現物28.6%，貨幣79.4%(?), 1570年頃で、現物20.4%，貨幣79.6%という数字が示されている。これらの数字はいざれも大きなものであり、これをにわかには信じがたいが、著者はこれによって15世紀から16世紀にかけて現物地代から貨幣地代への傾斜があったことを示そうとしている。ただし、著者はここで重大な留保を行い、うえに

示したような計算がトルコ経済における貨幣＝交換経済の発展を反映しているかどうかは疑わしいとし、それには他のさまざま要因をも考慮に入れる必要があるとしている。

いずれにしてもムタフチエバのこの論文はマルクス主義の立場からなされた一つの試みとしての域を出ないが、今後資料の整理・出版が進む中でどう展開されてゆくかは注目されるところである。彼女にはこの他小論文ながら示唆的な、「オスマン朝におけるティマール制の性格について」<sup>31</sup>（1959）がある。この論文の主旨は、ティマールという概念が、従来もっぱら、土地および農業生産に係わる *fief* としてのみ理解されてきたのに対して、農業生産以外の租税、たとえば都市関税などもティマールとして与えられた事実を指摘することによって、中央政府が、ティマールを一定の『領地』としてではなく、一つの『収入 *revenue*』と考えていたことを明らかにし、さらにペイレル＝ペイラのハスが分割されたり国庫へ回収されたりすることに注目して、それが財政的イムニテートをもたないことなどを指摘して、「オスマン封建制」理解に新しい境地を開いた。

ブルガリアではこの他、ティマール制の解体とチフトリキ制の成立などを扱うスペトコワ（B.Cvetkova）、ガンゼフ（C.Gandev）らを中心とした議論があるが、ここでは省略する。

2) ユーゴスラビアにおける研究：バルカン諸国の中でもトルコ時代史研究の最も進んでいるのはおそらくこの国であろう。これはこの国がかかえている複雑な民族問題や土地問題を解決しなければならないという現実的要請に触発されて、早くからはなばなし論争が行われてきたからである。ユーゴがトルコ支配から解放されたとき、最初に問題となったのは、ムスリムおよび非ムスリム地主層による大土地所有制を政治的にまた社会的にどう位置づけるかであった。とりわけボスニア＝ヘルツェゴビナの状況が重要であった。1911年に発表された J·Truhelka 「ボスニアにおける土地問題の歴史的諸原則」と題する論文は、ステファン＝ドゥシャン法典とオスマン朝のカーヌーン＝ナーメを比較対照するという方法によってオスマン朝支配以前のボスニアの土地貴族の多くが、オスマン時代を通じてその所領を安堵され、20世紀まで生き残った。

たことを立証しようとした。これに対して当時どんな反論がなされたかは窺い知ることができなかつたが、この論文の主旨からボスニアにおける地主層の利害を代弁するきわめて政治的な意図を込めて書かれたことは明らかである。

戦後になって、N. Filipović は「ボスニアーヘルツェゴビナにおけるティマール制の発展にみられる若干の特徴」<sup>32</sup>をあらわし、さきにあげた Truhelka らの研究が、当時ボスニアーヘルツェゴビナを支配していたオーストリアーハンガリー帝国の利益に奉仕するものであったと批判しつつ、戦前の研究を 2 つのグループに類別する。すなわち、① ボスニアーヘルツェゴビナの地主たちの土地と財産はオスマン朝支配以前から世襲的に継承されてきたものであるとし、政治的意味をこめて、このことをとくに強調する必要があると説くグループ、② ボスニアーヘルツェゴビナにおける地主たちも基本的には他の地域のゼアメトやティマール保有者と変らなかつたとし、彼らが近世に入って獲得した大きな土地と財産は、オスマン朝末期の混乱につけ込んで不正な手段によって得られたものであるとするグループ、である。第 2 のグループの立場に立つフィリポビチは、今後の研究課題として、この地方の大土地所有の起源を④ カーネーン＝ナーメにおいて認められているチフトリキ (hassa çiftliği のことか？—筆者) に由来するのか、⑤ ティマール制の変質を利用したゼアメトやティマール保有の不正手段による私有化に由来するのか、いずれかを明らかにする必要があるという。このことはチフトリキ大土地所有の起源をめぐって行われているブルガリア史学界における論争を想起させるが、それはともかく、フィリポビチはこのような問題意識に立って、17世紀中葉のボスニアーヘルツェゴビナにあらわれた oçaklık timar と称される世襲的ティマール保有の発生形態を検討する。この問題は時期的にわれわれの当面の課題を越えるものであるが、以下にそのあらましだけを記しておく。17世紀のボスニアーヘルツェゴビナにおいて、ティマール制がなお存続するかたわら、チフトリキとよばれる新しいタイプの土地所有がしだいに優勢となつていった。そのため、従来のティマール保有地に対する行政官、商人、イェニチャリらの介入が激しくなると、ティマール保有者たちはみずからの保有地を失

うまいとして、その世襲化を認めさせる運動を展開し、その結果このタイプのティマール保有が成立した。ところが、このようにしてみずからティマール保有を安定させた彼らは、やがて同じタイプのティマールを同一親族の間で多数獲得したりあるいは保有地の一部を構成する *hassa çiftliği* の経営を拡大したりして、しだいにティマール保有地を事実上の私有地に換えていった。だからこのタイプのティマール保有は、ティマール制からチフトリキ制への移行過程の中におけるティマール保有者たちによる一つの対応形態であった。以上がフィリポビチの見解である。

一方、戦後のユーゴ史学界では、ティマール制というよりは、より広く、オスマン封建制をどう理解するかについての論争があるが<sup>33</sup>、これには大きくわけて2つの考え方がある。その一つはジュルジェフに代表されるもので、オスマン封建制は中世セルビア国家のそれよりも原初的(primitive)であるとする考えである。その論拠としては、①原始的封建関係②natural rentへの回帰③大規模な封土に代わって小規模な封土を基本とするティマール制の設置、などがあげられている。これはすでにふれた族長制的生活や牧畜経済の復活を念頭に置いたものであろう。ジュルジェフらはこうしたトルコの封建関係は生産力の発展にとって好ましくなかったとみている。これに対してディミトリエヴィチ(S.Dimitrijević)らは、オスマン封建制を中世セルビア国家のそれよりも進んだものとし、その論拠を、①それが中央集権的に組織化された機構をもつものに対して、セルビアの封建制は分散的で混乱したものであった、②労役地代から現物地代への移行がみられた、などに求めている。

以上、ブルガリアとユーゴにかぎって、バルカン諸国における研究動向の一部を紹介してきた。この他アルバニアやギリシアなどにおける研究状況も注目せねばならないが、これらの国については適当な資料入手できなかったため割愛せざるを得なかった。

## N

これまで、トルコ、ブルガリア、ユーゴスラビアにおけるティマール制

研究の動向を中心に、オスマン朝のバルカン支配に伴う諸問題の所在を紹介してきた。これらの問題を今後わが国において研究してゆくのはきわめて困難であるが、近年これらの諸国ではいずれも資料出版に力を傾けており、それらを手がかりに研究をすゝめてゆく可能性が残されている。ただ、それぞれの国の研究についていえば、いずれも政治的立場と密接にからんで展開されており、しかもそれが欧米における、しばしばそれらの国の出身者による、研究にも色濃く投映されている。全体としては、征服・支配の前後におけるバルカン社会の連続面を強調するトルコ人側の主張と、断絶面を主張するバルカン諸国の史家との間には深い対立が存在しているが、いずれの立場にせよ一つ一つの事実を丹念に明らかにしてゆこうとしているのが最近のこれらの国における研究の基本的動向である。

われわれとしては、イスラム封建制の一端を構成するティマール制が、15、16世紀のアナトリアとバルカン社会（都市・農村およびその両者の接点をも含めて）を具体的にどのように規定し把握するための制度であったのか、16世紀末におけるティマール制解体の真の契機は一体なんであり、それに代わってあらわれてくるチフトリキの発生の要因はどこに求められるかといった問題を、当時の地中海世界、あるいはさらに広い国際社会との関連までも視野に入れつつ解明してゆかねばならない。

〔注〕

1. たとえば、梅田良忠編『東欧史』『世界各国史』山川出版社  
昭和33年
2. Cf. W.S. Vucinich: *The Yugoslav Lands in the Ottoman Period: Post War Marxist Interpretations of Indigenous and Ottoman Institutions*, Journal of Modern History, Vol.27, 1955. L.S. Stavrianos: *The Balkans Since 1453*, New York, 1958.
3. 鳥山成人「2.南東ヨーロッパ」『岩波講座世界歴史』11（中世5）  
岩波書店 1970.
4. J. Kabrda: *Les problèmes de l'étude de l'histoire de la Bulgarie à l'époque de la domination turque*, Byzant-

tinoslavica, XV, 1954. J. Kabrda: Les sources turques relatives à l'histoire de la domination ottomane en Slovaque, Archiv Orientální, XXIV, 1956.

J. Kabrda: Les anciens registres des turcs des cadis de Sofia et de Vidin et leur importance pour l'histoire de la Bulgarie, Archiv Orientální, XIX, 1951.

5. 前掲, Vucinich 論文をみよ。
6. J. Cvijic: La péninsule Balkanique, Paris, 1918.
7. B. Djurdjev: Les changements historico-ethniques chez les peuples slaves du sud pendant la conquête turque, Resumes des communications, Histoire (XV-XIX s.), 1<sup>er</sup> congrès international des études balkaniques et Sud-Est européennes, Sofia, 1966.
8. 注 2 に示された Vucinich 論文。マルトロスについては, R. Anhegger: Martoloslar hakkında, Türkiyat Mecmuası, VII-VIII, İstanbul, 1940-42.
9. 注 2 に示された Vucinich 論文。
10. 注 2 の Vucinich 論文およびスタブリアノス。
11. Slavic Review: Vol.XXI-4, 1962, pp.597-638.  
(W.S. Vucinich, The Nature of Balkan Societies under Ottoman Rule; J.S. Shaw, The Armies and Achievements of Ottoman Rule in the Balkans; T. Stoianovich, Factors in the Decline of Ottoman Society in the Balkans)
12. Cf. H. Inalcik: Ottoman Method of Conquest, Studia Islamica, II, 1954; M.F. Köprülü, Bizans Müesseselerinin Osmanlı Müesseselerine Tesiri hakkında Bazı Mülahazaları, Türk Hukuk ve İktisat Tarihi Mecmuası, I, İstanbul, 1931; İ.H. Uzunçarsılı; XIV. ve XV. Asırlarda Anadolu Beyliklerinde Toprak ve Halk İdaresi, İkinci Türk Tarih Kongresi, İstanbul, 1938.

13. 注 12 の イナルジク 論文。
14. 同上 イナルジク 論文。
15. Ö.L. Barkan; Osmanlı İmparatorluğunda Bir İskân ve Kolonizasyon Metodu olarak Vakıf ve Temlikler, Vakıflar Dergisi, II, Ankara, 1942.
16. Cf. Marsigli, Comte de: L'état militaire de l'Empire Ottoman, ses progrès et sa décadence, The Hague and Amsterdam, 1932. D'Ohsson, I.M.: Tableau général de l'Empire Othoman, Paris, 1788-1824. Hammer-Purgstall, J. von: Das osmanischen Reiches Staatsverfassung und Staatsverwaltung, Vienna, 1815 (repr. 1963). Tischendorf, P.A.: Das Lehenswesen in dem moslemischen Staaten insbesondere im osmanischen Reiche, Leipzig, 1872. Belin, M.: Du régime des fiefs militaire dans l'islamisme, et principalement en Turquie, Journal Asiatique, 6 série, Tom. XV, 1870. Deny, J.: "Timâr", The Encyclopaedia of Islam, 1934.
17. 注 12 の キョブリュリュ 論文。
18. 注 12 の ウズチャルジル 論文。
19. H. İnalçık: Hicrî 835 Tarihli Suret-i Defter-i Sancak-i Arvanid, Ankara, 1954.
20. Ö.L. Barkan: Les problèmes foncières dans l'histoire Ottoman au temps de sa fondation, Annales d'histoire sociale, neuvaux séries I, 1939.
21. Ö.L. Barkan: Osmanlı İmparatorluğunda Toprak İşçılığının Organizasyon Şekilleri, iktisat Fakültesi Mecmuası, I, 1939. Ö.L. Barkan: İmparatorluk Devrinde Toprak, Mülk ve Vakıfların Hususiyetleri, Hukuk Fakültesi Mecmuası, VII, İstanbul, 1942. Ö.L. Barkan: İslam Mülkiyet Huhuku Tatbikatından Osmanlı İmparatorluğunda Aldığı Şekilleri, Hukuk Fak. Mec., VII, 1942.

22. Ö.L. Barkan: Türkiye'de "Servaj" Var mı idi?, Belleten, XX. Ankara, 1956.
23. Ö.L. Barkan: Osmanlı Devrinin "Eşkincülü Mülkleri" veya "Mülk Timarları" hakkında Notlar, Zeki Velidi Togan'a Armağanı, İstanbul, 1950-55.
24. 注 19 をみよ。
25. H. İnalçık: Stefan Duşan'dan Osmanlı İmparatorluğuna, F. Köprülü Armağanı, İstanbul, 1953.
26. 注 4 をみよ。
27. Études Historiques, Sofia, 1960.
28. Études Balkaniques, Sofia, 1950 ~.
29. Burmov, A.: Les problèmes de la conquête de la péninsule des Balkans par les turcs, Études Historiques.
30. Mutafćieva, V. P.: De l'exploitation féodale dans les terres de population bulgare sous la domination turque au XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles, Études Historiques.
31. Mutafćieva, V. P.: Sur le caractère du timar Ottoman, Acta Orientalia, Budapest, IX, 1959.
32. Truhelka, C. : Bosna'da Arazi Meselesinin Tarihî Esasları, Türk Hukuk ve İktisat Tarihi Mec., I, 1931.
33. Filipović, N.: Bosna-Hersek'te Timar Sisteminin İnkışafı, İktisat Fak. Mec., XV, 1954.
34. 注 4 のヴジニチ論文。